

福島県復興推進計画(ふくしま産業復興投資促進特区)の変更申請

平成26年10月27日
福島県商工労働部

投資促進特区(製造業)の概要

【制度の概要】

製造業等の企業の新增設を促進し、被災者等の雇用の創出を図るため、復興産業集積区域を設定し、その区域内で、事業者が設備投資や被災者雇用等を行う場合に、税制優遇措置を行うもの

【税制優遇措置の内容】

機械・装置、建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
被災被用者に対する給与等支給額の10%を税額控除
等

【対象区域】

県内59市町村の工業団地等を対象区域として設定
箇所数1,320か所 面積63,999 ha

【指定実績】

税制優遇措置を受けるためには市町村による指定が必要
指定事業者数・・・721事業者(平成26年9月末時点)

対象区域の設定経過

- H24.4.20 県内59市町村に777か所を設定
- H26.2.28 県内48市町村に543か所を追加設定

対象区域外において新たな企業立地の動き



対象区域の拡大

(平成26年10月27日付けで国へ変更申請)

【拡大する市町村】

10市町村
(本宮市 須賀川市 田村市 鏡石町 西郷村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 檜葉町)

※ 残る49市町村については、今回区域拡大の希望はなかったが、今後拡大の必要が生じた場合には、速やかに国と協議していく。

【拡大する箇所数・面積】

28か所 (累計 1,348か所)
407ha (累計 64,406ha)

区域拡大の効果

税の優遇措置を活用することにより、県内への企業立地や立地企業の
新增設が促進される。



産業復興の加速化